

株式会社とよみ

オープンハウス奏

通所介護

契約書別紙(兼重要事項説明書)①

利用者名: \_\_\_\_\_ 様



# 通所介護

## 契約書別紙(兼重要事項説明書)①

あなた（利用者）に対する通所介護サービスの提供開始にあたり、平成11年3月31日厚生省令第37号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社とよみ
法人の所在地	〒997-0842 鶴岡市井岡字和田327番地27
電話番号	0235-24-4426 Fax 0235-35-1122
代表者(職名・氏名)	代表取締役 小川 豊美
設立年月日	平成23年3月11日

### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	オープンハウス奏
サービスの種類	通所介護、介護予防日常生活支援総合事業（通所型サービス独自）
事業所の所在地	〒997-0751 鶴岡市藤沢字石渡15番13
電話番号	0235-33-8571 Fax 0235-33-8572
指定年月日・事業所番号	平成23年10月19日 0670701481
実施単位・利用定員	1単位 25名
通常の事業の実施地域	鶴岡市、三川町

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

### 4. 提供するサービスの内容

通所介護は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

### 5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで（土・日曜日、年末年始12/31から1/2を除く）
営業時間	午前9時20分から午後2時30分まで（延長時間：午後5時40分まで）

## 6. 事業所の職員体制

職 種	勤 務 体 制	職 種	勤 務 体 制
管理者	常勤兼務 1名	介護職員	常勤兼務 7名
生活相談員	常勤兼務 2名	機能訓練指導員	常勤兼務 1名
看護職員	常勤兼務 1名	調理員、管理栄養士	常勤兼務 5名

## 7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。  
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員	小川 眞帆	高橋 彩
管理責任者の氏名	管 理 者	小川 豊美	

## 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払い頂く「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担頂きます。

### (1) 通所介護の利用料

#### 【基本部分:通所介護費(通常規模型)】

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	通所介護費	
		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金(1割負担の場合) ※(注2)参照
3時間以上 4時間未満	要介護1	3,680円	368円
	要介護2	4,210円	421円
	要介護3	4,770円	477円
	要介護4	5,300円	530円
	要介護5	5,850円	585円
4時間以上 5時間未満	要介護1	3,860円	386円
	要介護2	4,420円	442円
	要介護3	5,000円	500円
	要介護4	5,570円	557円
	要介護5	6,140円	614円
5時間以上 6時間未満	要介護1	5,670円	567円
	要介護2	6,700円	670円
	要介護3	7,730円	773円
	要介護4	8,760円	876円
	要介護5	9,790円	979円
6時間以上 7時間未満	要介護1	5,810円	581円
	要介護2	6,860円	686円
	要介護3	7,920円	792円
	要介護4	8,970円	897円
	要介護5	10,030円	1,003円
7時間以上 8時間未満	要介護1	6,550円	655円
	要介護2	7,730円	773円
	要介護3	8,960円	896円

	要介護4	10,180円	1,018円
	要介護5	11,420円	1,142円
8時間以上 9時間未満	要介護1	6,660円	666円
	要介護2	7,870円	787円
	要介護3	9,110円	911円
	要介護4	10,360円	1,036円
	要介護5	11,620円	1,162円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担頂くこととなりますのでご注意ください。

### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (1割負担の場合)
入浴介助加算(I)	利用者の入浴介助を行った場合 (1日につき)	400円	40円
中重度者ケア体制加算	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し指定通所介護を行った場合 (1日につき)	450円	45円
栄養改善加算	利用者へ栄養食事相談等の栄養改善サービスを行った場合 (1回につき。月2回まで)	2,000円	200円
栄養アセスメント加算	管理栄養士を一定以上配置し、各職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又は家族に説明(1月につき)	500円	50円
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出(1月につき)	400円	40円
介護職員処遇改善加算(IV)	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算)の 6.4%	左記額の1割

**【減算】**

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金 (1割負担の場合)
事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	当該減算の要件に該当した場合 (1日につき) ※(注3)参照	940円	94円
送迎を行わない場合の減算	利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合 (片道につき)	470円	47円

(注3) 当該加算・減算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

**(2)通所型サービス費の利用料**

**【基本部分:通所型サービス費(独自)】**

利用者の要介護度	1月の中で (1回あたり)	通所型サービス費	
		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金(1割負担の場合) ※(注2)参照
要支援1相当	全部で4回	3,840円	384円
要支援2相当	全部で5回から8回	3,950円	395円

(注1) 上記の基本利用料は、鶴岡市が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

**【加算】**

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (1割負担の場合)
栄養改善加算	利用者へ栄養食事相談等の栄養改善サービスを行った場合 (1回につき。月2回まで)	2,000円	200円
栄養アセスメント加算	管理栄養士を一定以上配置し、各職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又は家族に説明(1月につき)	500円	50円
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出(1月につき)	400円	40円
介護職員処遇改善加算(IV)	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金 (基本部分+各種加算減算)の 6.4%	左記額の1割

## 【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額		
		介護度	基本利用料	利用者負担金 (1割負担の場合)
事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	当該減算の要件に該当した場合（1月につき）	要支援1	3,760円	376円
		要支援2	7,520円	752円

## (3)その他の費用

食材料費	1回につき、昼食時食費として750円（利用の前日午後12時までにお休みのご連絡がなかった場合、同額を頂きます）
営業時間以外の料金	営業時間の前後30分ごとに100円（原則として自己送迎となります）
日常生活上必要となる諸費用実費	紙おむつ、嚥下補助食品（ご持参いただければ、費用はかかりません）
材料代（レクリエーション）	レクリエーションにかかる費用を実費負担して頂く事があります。
通常の実施地区以外の送迎	鶴岡市を越えて、1キロ20円頂きます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費を頂きます。

## (4)キャンセル料

利用当日、都合のため利用されなかった場合について、キャンセル料は不要です。

## (4)支払い方法

上記（1）から（4）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、金融機関からの引き落としを基本とさせていただきます。但し、現金払いも可能とします。

尚、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、支払いが確認された後に発行します。

現金払いの場合、サービスを利用した月の翌月末日までに、現金でお支払いください。

## 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

協力医療機関	名 称 :
	担当医師 :
	連 絡 先 :
家族等緊急時連絡先 (第1連絡先)	氏 名 :
	連 絡 先 :
	続 柄 :
家族等緊急時連絡先 (第2連絡先)	氏 名 :
	連 絡 先 :
	続 柄 :

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域

包括支援センター) 及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 11. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

### (1) 非常災害対策

#### ① 非常災害時の対応

事業者は、BCP計画(事業継続計画)に基づき、非常災害の関係機関への通報及び連携体制並びに地域との連携を整備します。非常災害時などは災害伝言ダイヤルを使用し、身元引受人または成年後見人(近親者など)に利用者の安否などの情報を提供します。

事業者が災害などで施設機能を損ない、利用者を緊急避難する場合などは、身元引受人または成年後見人(近親者など)に、速やかに事業者にお越しいただく場合があります。

#### ② 防火設備

スプリンクラーや排煙装置など、消防法に基づく設備を設置しています。

#### ③ 防災訓練・避難訓練

事業計画に基づき月1回実施します。

### (2) 感染症に係わる業務計画について

① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

④ 感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底していきます。

② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 12. 業務継続計画の策定等

(1) 感染症の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 13. 衛生管理等

(1) 事業所の衛生管理に努め、または衛生管理に必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適正に行います。

(2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底していきます。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延のための研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 必要に応じて保健所の助言、指導をもとめるとともに、常に密接な連携に努めます。

#### 14. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

相談・苦情の窓口	窓口担当者	代表取締役及び管理者 小川 豊美
	電話番号	0235-33-8571
	ご利用時間	08:30 ~ 17:30

(2) 苦情処理の体制および手順について

- ① 苦情がよせられた場合には、ただちに訪問するなどして詳しく状況を把握し、関係する職員、サービス事業所からの聞き取りを行う等します。
- ② 苦情等については、事業所として検討し、対応します。
- ③ 苦情の内容および対応の経過等を記録し、事業所職員の再発防止に役立てるようにします。

(3) その他公的機関においても、苦情申し出等ができます。

山形県福祉サービス運営適正化委員会	電話番号：023-626-1755
山形県国民健康保険団体連合会	電話番号：0237-87-8003
鶴岡市長寿介護課	電話番号：0235-25-2111

#### 15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

#### 16. 当事業所は第三者評価機関による評価を実施していません

# 通所介護及び介護予防生活支援総合事業利用同意書

指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業サービスの提供の開始に際し、本書に基づき、重要事項の説明を行いました。

事業者	住所	〒997-0751 鶴岡市藤沢字石渡15-13		
	法人名	株式会社とよみ		
	事業所名	オープンハウス奏（高齢者デイサービス）		
	代表者職・氏名	代表取締役	小川 豊美	印
	説明者職・氏名	生活相談員		

私は、本書面により、事業者から指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業サービスについての重要事項の説明を受け指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業サービスの提供開始に同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所 〒 ー

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 ( )

身元保証人 住所 〒 ー

氏名 \_\_\_\_\_ 印

本人との続柄 ( )

電話番号 ( )